毎週火・金曜日発行

教育委員会規則

報

 $\blacksquare$ 

次

秋田県立武道館条例の施行期日を定める規則 (二・保健体育課)......1 秋田県立高等学校の通学区域に関する規則を廃止する規則 (一・高校教育課) ... 1

育 委 員 会 規 則

教

秋田県立高等学校の通学区域に関する規則を廃止する規則をここに公布する。 平成十六年二月二十四日

伊 藤 美津子

秋田県教育委員会委員長

秋

秋田県教育委員会規則第一号

秋田県立高等学校の通学区域に関する規則を廃止する規則

秋田県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和四十三年秋田県教育委員会規則第

十二号)は、廃止する。

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県立武道館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

秋田県教育委員会委員長

伊

藤

美津子

平成十六年二月二十四日

秋田県教育委員会規則第二号

秋田県立武道館条例の施行期日を定める規則

秋田県立武道館条例 (平成十五年秋田県条例第八十六号) の施行期日は、平成十六

年三月二十一日とする。

ページ

購読料金 一月三千五百円 秋田市山王四丁目一番一号 飛行 者 秋 田 県

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.oo.jp 日和所株式会社松原印刷社 和表验(C) O) 五 電話(W) 八七六六 FAX(W) O) O) 五 電話(W) 八七六六 FAX(W) O) D 和 大田市山王七丁目五番二十九号

